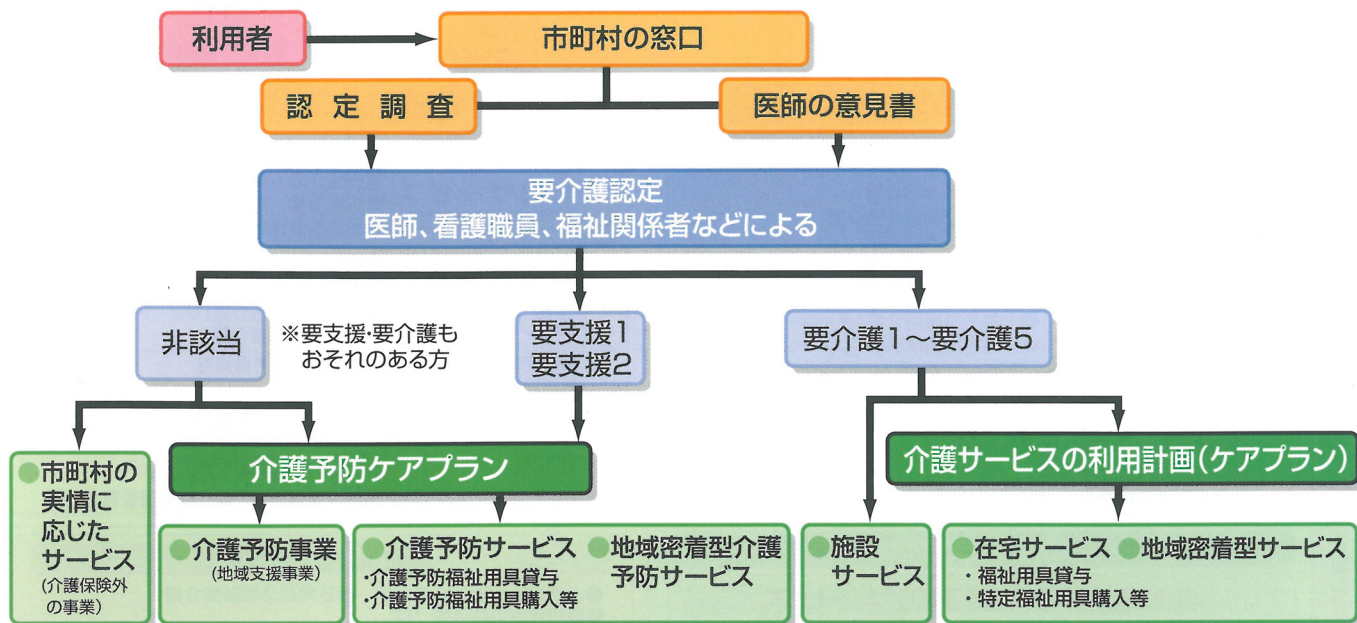


介護サービスの利用手続き



居宅サービスの利用限度額

要支援1・2、経過的要介護(※)及び要介護1～5の認定を受けている人で、在宅でのサービスをご希望の人は、

1ヶ月の利用限度額

の範囲で、1割の負担でサービスを利用することができます。

- 居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(いずれも介護予防サービスを含む)及び介護保険施設入所には適用されません。
- 福祉用具の購入費と住宅改修費は、別に限度額が決められています。

介護度	1ヶ月の利用限度額の目安	自己負担(1割)	自己負担(2割)
要支援1	50,030円分	5,003円	10,006円
要支援2	104,730円分	10,473円	20,946円
要介護1	166,920円分	16,692円	33,384円
要介護2	196,160円分	19,616円	39,232円
要介護3	269,310円分	26,931円	53,862円
要介護4	308,060円分	30,806円	61,612円
要介護5	360,650円分	36,065円	72,130円

自宅での生活環境を整えるための「居宅サービス」

要介護1～5の人 福祉用具の貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具貸与	要支援1・2の人 介護予防福祉用具の貸与 福祉用具のうち、介護予防に資するものを貸与
---	--

貸出しの対象(13種類)

- ◎ 手すり(据え置き型など工事をともなわないもの)
- ◎ スロープ(工事をともなわないもの)
- ◎ 歩行器
- ◎ 歩行補助つえ
- 車いす
- 車いす付属品(クッション、電動補助装置など)
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品(サイドレール、マットなど)
- 床ずれ防止用具(エアマットなど)
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具を除く)
- ◎ 自動排泄処理装置(交換可能部品を除く)

要介護度によって利用できない品目があります。

- ◎の用具は要支援1～2、要介護1～5すべての方が対象
- の用具は原則的に要介護2～5の方が対象
- ◎の自動排泄処理装置は原則的に要介護4.5の方が対象

■サービス費用の目安 用具の種類、貸与業者によって異なります。

※詳細・ご不明点は、各市町村介護保険窓口へお問合せ下さい。